

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)」を公開することが義務付けられました。

(法第23条第5項)

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

### 【マージン率】

株式会社プラチナスタッフ 大阪営業本部 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2-7-53 Marutaビル 7F

派遣労働者の数	44 人
派遣先の数	29 社
マージン率	29.7%
労働者派遣料金	13,772 円(1日8時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	9,681 円(1日8時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	コンプライアンス教育・企業情報の取扱いについて・安全衛生教育
派遣取扱い分野	事務・営業・販売・研究・技術